

特定建設作業に係る規制基準

	騒音規制法	振動規制法	印西市環境保全条例	適用除外
敷地境界における規制値	85 デシベル	75 デシベル	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	
作業できない時間	午後7時から午前7時			1, 2, 3, 4
1日最大作業時間	10時間			1
最大連続作業日数	6日間			1
日曜日・その他休日における作業	禁止			1, 2, 3, 4, 5

○適用除外

- 1 災害や非常事態の緊急作業、生命や身体に対する危険防止並びにガス、電気及び水道水の供給が停止することによる市民生活への悪影響を未然に防止する場合
- 2 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するための夜間に行う必要がある場合
- 3 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定により、道路の占用の許可に条件が付された場合や同法第35条の規定による協議において同意された場合
- 4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定により、道路の使用の許可に条件が付された場合や同法第80条第1項の規定による協議において作業を行うべきこととされた場合
- 5 電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う作業であって、作業に従事する者の生命や身体に対する安全を確保するために作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行う必要がある場合